

仕 様 書			
件名	北熊本566号建物ファンコイル 洗浄	所属	北熊本駐屯地業務隊
		作成年月日	令和4年1月18日
		作成者	防衛技官 荒巻 徹也

## 1 場 所

熊本市北区八景水谷2丁目17-1 陸上自衛隊北熊本駐屯地

## 2 範 囲

この仕様書は北熊本566号建物ファンコイル洗浄について適用する。

## 3 概 要

下記の566号建物のファンコイルについて、薬品洗浄を行う。

場 所	メーカー	型式	数 量	備 考
北熊本駐屯地	三菱電機㈱製	LV-FE-C <sub>1</sub>	40台	

## 4 一般事項

- (1) 本仕様及び役務実施に際し、疑義が生じた場合は監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (2) 施設等には損傷を与えないように十分注意して作業すること。万一、施設等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に報告し監督官の指示するとおり請負業者の責任で原形に復旧すること。
- (3) 作業にあたり、当然必要と認められる軽微なものは請負者の負担にて実施すること。
- (4) 本役務に際しては、安全管理に十分注意を払い、火災予防及び事故防止に留意し、万一事故が発生した場合においても官側は一切責任を負わないものとする。
- (5) 本役務の写真は、カメラ（カラー）又はデジタルカメラを使用し、作業前・中（各工毎）・後、隠蔽箇所及び材料・機材等、監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム（A列4番縦）に整理のうえ、監督官に1部提出すること。ネガ又はデジタルカメラの電子データは、完成検査終了後、請負業者の責任において確実に処分又は消去すること
- (6) 本役務において使用する電気、水は請負業者が準備するものとする。やむを得ず部隊側の電気、水を使用する場合は、事前に監督官と協議した後、所要の手続きを実施し、使用することが出来るが、使用に要した費用については請負業者の負担とする。

- (7) 本役務に使用する薬品は、全て監督官の検査を受けた合格品のみを使用する。
- (8) 作業日程等は監督官との調整による。

#### 5 特記事項

- (1) 薬品洗浄は、日本エヌ・シー・エイチ（株）製スケールクリア SUS 同等以上の薬品を使用することとする。
- (2) 廃液は、請負者の責任において搬出処分し、マニフェスト（E 票）の写しを監督官に提出すること。
- (3) 薬品洗浄の前後、吹き出し温度を測定し、その結果を 1 部監督官に提出すること。